

通所型サービスを行う事業所の指定に係る手続きと報酬算定の可否について

サービス 類型	No	指定時期	必要な手続	介護予防 の指定	サービス利用の可否（算定する報酬区分）					
					要支援者				事業対象者	
					現行相当型		基準緩和型		現行相当型	基準緩和型
H29年度に要支援 認定の更新を受け るまで	H29年度に要支援 認定の更新を受け た後	H29年度に要支援 認定の更新を受け るまで	H29年度に要支援 認定の更新を受け た後							
現行相当型を行い、 その超過スペースで基準緩和型を行う事業所	1	平成27年3月31日までに 介護予防通所介護の指定を 受けた事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請 を行う ②平成29年度半ばから平成30年2月末日までの間に現行相当型 の指定更新申請を行う（申請時期については事業所に個別に通知） ③現行相当型（みなし指定）について、介護予防通所介護で算 定している加算・減算の状況から変更がある場合は、平成29年 3月15日までに体制届を提出する（介護職員処遇改善加算の加 算区分の新設に係る届出については適宜ホームページで案内し ます）	あり	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防通所介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	2	平成27年4月1日以降に介 護予防通所介護の指定を受 けた事業所	平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型と基準緩和型 の指定申請を同時に行う	あり	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防通所介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	3	平成29年4月1日から新た に事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日の間に現行相当型と基準緩和型の 指定申請を同時に行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は平成29年2月末日まで に通所介護等の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は 申請の前に事前協議が必要） ③平成29年度末まで介護予防通所介護の提供を行う場合は②と 同時に介護予防通所介護の指定申請を行う	指定を受け る	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防通所介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	4			指定を受け ない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	5	平成29年度の途中から新 たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型と基準緩和型の 指定申請を同時に行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は①と同時に通所介護等 の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は申請の前に事 前協議が必要） ③平成29年度末まで介護予防通所介護の提供を行う場合は①と 同時に介護予防通所介護の指定申請を行う	指定を受け る	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）	○ （介護予防通所介護）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	6			指定を受け ない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
	7	平成30年度以降に新た に事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型と基準緩和型の 指定申請を同時に行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は①と同時に通所介護等 の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は申請の前に事 前協議が必要）	なし		○ （現行相当型）		○ （基準緩和型）	○ （現行相当型）	○ （基準緩和型）
現行相当型のみ行う事業所	8	平成27年3月31日までに 介護予防通所介護の指定を 受けた事業所	①平成29年度半ばから平成30年2月末日までの間に現行相当型 の指定更新申請を行う（申請時期については事業所に個別に通知） ②現行相当型（みなし指定）について、介護予防通所介護で算 定している加算・減算の状況から変更がある場合は、平成29年 3月15日までに体制届を提出する（介護職員処遇改善加算の加 算区分の新設に係る届出については適宜ホームページで案内し ます）	あり	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	9	平成27年4月1日以降に介 護予防通所介護の指定を受 けた事業所	平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型の指定申請を 行う	あり	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	10	平成29年4月1日から新た に事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に現行相当型の指定申請 を行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は平成29年2月末日まで に通所介護等の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は 申請の前に事前協議が必要） ③平成29年度末まで介護予防通所介護の提供を行う場合は②と 同時に介護予防通所介護の指定申請を行う	指定を受け る	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	11			指定を受け ない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	12	平成29年度の途中から新 たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型の指定申請を 行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は①と同時に通所介護等 の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は申請の前に事 前協議が必要） ③平成29年度末まで介護予防通所介護の提供を行う場合は①と 同時に介護予防通所介護の指定申請を行う	指定を受け る	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	13			指定を受け ない	○ （現行相当型）	○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
	14	平成30年度以降に新た に事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに現行相当型の指定申請を 行う ②通所介護等を一体的に実施する場合は①と同時に通所介護等 の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は申請の前に事 前協議が必要）	なし		○ （現行相当型）			○ （現行相当型）	
現行相当型は行わず、 基準緩和型を行う事業所	15	平成29年4月1日から新 たに事業を開始する事業所	①平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請 を行う ②通所介護等の指定を受けていない場合は平成29年2月末日ま でに通所介護等の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場 合は申請の前に事前協議が必要）	なし			○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）		○ （基準緩和型）
	16	平成29年5月1日以降に新 たに事業を開始する事業所	①事業開始月の前々月の末日までに基準緩和型の指定申請を 行う ②通所介護等の指定を受けていない場合は①と同時に通所介護 等の指定申請を行う（地域密着型通所介護の場合は申請の前 に事前協議が必要）	なし			○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）		○ （基準緩和型）
	17	平成29年4月1日から新 たに事業を開始する事業所	平成29年3月1日から15日までの間に基準緩和型の指定申請を 行う	なし			○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）		○ （基準緩和型）
	18	平成29年5月以降に新 たに事業を開始する事業所	事業開始月の前々月の末日までに基準緩和型の指定申請を 行う	なし			○ （基準緩和型）	○ （基準緩和型）		○ （基準緩和型）
総合 事業所 を行 わな い	19	平成27年3月31日までに 介護予防通所介護の指定を 受けた事業所	なし （現行相当型は平成30年3月31日でみなし指定が終了し、指定 失効となる）	あり	○ （介護予防通所介護）	○ （現行相当型） （みなし指定の 有効期間中のみ）	○ （介護予防通所介護）	×	○ （現行相当型） （みなし指定の 有効期間中のみ）	×
	20	平成27年4月1日以降に介 護予防通所介護の指定を受 けた事業所	なし	あり	○ （介護予防通所介護）	×	○ （介護予防通所介護）	×	×	×

※「通所介護等」は、通所介護又は地域密着型通所介護をいう。